

岩手県告示第 330 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成 20 年 4 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 県内全域
- 2 基本測量を実施する期間 平成 20 年 4 月 7 日から平成 21 年 3 月 27 日まで
- 3 基本測量を実施する種類 基本測量（1：25,000 地形図修正測量）